

議会改革推進ワーキンググループでの協議を踏まえた議会運営委員会での協議結果等

① 議会改革について

議会改革については、令和2年6月23日の議運において、議長から、前任期に引き続き、議会改革を議運の具体的な検討課題としていただきたい旨の提起がなされ、議運の検討課題とすることを確認したものである。

それを受け、同年7月17日の議運において、議会改革については議運で協議・検討の上決定することとし、議運で協議するための素案等は議長が設置する任意組織「議会改革推進ワーキンググループ（WG）」において作成すること、WGは参加を希望する議員並びに事務局職員をもって構成すること、WGの協議事項は議長から要請のあった事項及びWGで協議することを確認した事項とすること、WGにおける協議の進捗状況については議長が議運に適宜報告することなど協議のあり方について確認した。

また、同年7月28日及び8月27日の議運では、議長から、広報、ICT推進、議会運営の3項目について、それぞれWGを設置して協議すること及び各WGのグループ長等や今後の進め方等について報告がなされた。

議運においては、それぞれのWGの協議結果等の報告を踏まえ、随時、協議を行ってきたところであり、その結果等については、「③」に記載のとおりである。

② 議会改革推進WGについて

ア. 概要

区分	内容
設置目的	議会機能の充実・強化を図るため、議会改革の推進について協議・検討の上、議運で協議するための素案等を作成し、議長に報告する。
構成	<ul style="list-style-type: none">WGは、参加を希望する議員（メンバー）並びに事務局職員をもって構成する。WGに、互選により長を置く。
メンバー以外	<ul style="list-style-type: none">WGの長は、必要があると認めるときは、WGメンバー以外の者に参加を求め、意見を聴くことができる。
任期	<ul style="list-style-type: none">メンバーの任期は、原則として議員の任期とする。
イメージ図	<p>The diagram illustrates the relationship between the Standing Committee on Legislation and the Working Groups. On the left, there is a box labeled '※議決会運営機関委員会'. To its right, there is a central box labeled '議長'. Three arrows point from the Standing Committee box to the central '議長' box, labeled '報告・提起'. From the '議長' box, three arrows point to three separate boxes on the right, each labeled with a Working Group name: '広報WG', 'ICT推進WG', and '議会運営WG'. Between the '議長' box and each of these three boxes, there is a double-headed arrow labeled '要請' (Request) pointing towards the Working Groups and a single-headed arrow labeled '報告' (Report) pointing away from the Working Groups towards the '議長'.</p>

協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・議長から要請のあった事項 ・WGで調査・研究することを確認した事項
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・WGにおける協議に当たっては、あらかじめ協議期間を設定するなど、スピード感を重視した運営に努めるものとする。 ・協議経過・結果等については、WGの長が議長に随時報告する。 ・議長は、WGにおける協議の進捗状況について、議運に適宜報告する。 ・その他運営に関し必要な事項は、WGにおいて協議・決定する。 ・原則非公開とする。ただし、議員の傍聴は認める。

イ. WGの検討課題

i. 広報WG

市議会だよりの紙面の見直しや市議会ホームページの掲載内容の充実など
「広報の在り方」について

ii. ICT推進WG

議員への連絡体制の構築や議会のペーパレス化などの「ICT活用策」について

iii. 議会運営WG

本会議や委員会などの「議会運営に関する見直し等」について

ウ. WG委員名簿

(令和5年7月14日現在)

	会派名	議員名	広報	ICT推進	議会運営
1	自民党市議団	西 洋介		○	
2	自民党市議団	山下 要	○		
3	自民党市議団	中元 かつあき	正		
4	自民党市議団	米山 たいすけ	副		
5	自民党市議団	佐藤 高広		正	
6	自民党市議団	山口 健			正
7	社民立憲	向江 かほり		○	
8	社民立憲	平山 タカヒサ	○		
9	社民立憲	中原 力		○	

10	社民立憲	大森 忍			○
11	公明党	こじま 洋子		○	
12	公明党	しらが 郁代	○		
13	公明党	長浜 昌三			○
14	市民連合	合原 ちひろ		○	
15	市民連合	伊地知 紘徳			○
16	日本共産党	園山 えり		副	
17	日本共産党	たてやま 清隆	○		
18	日本共産党	大園 たつや			○
19	にじとみどり	のぐち 英一郎	○		

正：グループ長、副：副グループ長

③ 議会運営委員会での協議結果（WGでの協議結果等を踏まえて）

ア. 広報

i. 市議会だよりの紙面見直し（※実施済）

- ・令和2年9月25日の議運において、議長から、「WGにおいては、試験的に読みやすい書体へ変更すること、また、WGにおける調査・検討の参考するために市民意見を募集することで意見がまとまった」との報告があり、同年第3回定例会号（同年11月1日発行）について、WGの報告を踏まえ編集することを確認した。
- ・3年2月9日の議運において、議長から、「WGにおいては、個人質疑の記事を分野ごとにまとめて掲載し、『行政運営』、『企画・財政』・『健康・福祉』などの見出しをつけること、質疑を掲載する紙面の段と段の間隔（スペース）を広げること、提出議案の解説や議会の動きなどを紹介する企画コーナーを設けること、引き続き市民からの意見を募集することで意見がまとまった旨の報告があったことから、2年第4回定例会号（3年2月1日発行）については、WGの報告を踏まえ編集した」との報告があった。
- ・3年4月28日の議運において、議長から、「WGにおいては、紙面全体を読みやすい書体へ変更することで意見がまとった」との報告があり、同年第1回定例会号（同年5月1日発行）からWGの報告を踏まえ編集することを確認した。

なお、WGにおいては、必要に応じて見直しを進めることとしている。

ii. 市議会ホームページの見直し（※実施済）

- ・令和4年3月18日の議運において、議長から、「WGにおいては、市議会ホームページトップ画面の画像を3枚から5枚へ増やし、議会関係、季節感のあるもの等を掲載し、年4回程度更新すること及びホームページ内の議員名簿に、希望する議員についてはメールアドレスを追加することで意見がまとまった」との報告があり、WGの報告を踏まえて見直すことを確認し、同年4月1日から変更した。

なお、WGにおいては、必要に応じて見直しを進めることとしている。

イ. I C T推進

i. 鹿児島市議会 I C T推進基本計画の策定（※実施済）

- ・令和2年11月26日の議運において、議長から、「WGにおいては、タブレット端末の導入など議会のI C T化を具体的かつ的確に推進するため、鹿児島市議会 I C T推進基本計画（案）の策定に向けて引き続き協議を進めていくことで意見がまとまった」との報告がなされた。
- ・3年1月14日の議運において、議長から、「WGにおいて同基本計画（案）を策定した」との報告があり、同基本計画（案）について提起がなされ、同年2月9日の議運において、同基本計画を決定した。
- ・5年1月13日の議運において、議長から、「WGにおいては、事業進行スケジュールの変更や新たに同基本計画の検討項目に追加すべき項目（委員会室へのマイク設備等の整備）があることを踏まえ、同基本計画の見直し案がまとまった」との報告があり、同年2月7日の議運において、見直すことを確認した。

なお、WGにおいては、引き続き、同基本計画に基づく具体的な検討項目について、協議を進めることとしている。

ii. タブレット端末の機種及びアプリケーションの導入（※実施済）

- ・令和3年6月22日の議運において、議長から、「WGにおいては、鹿児島市議会 I C T推進計画に基づきタブレット端末の導入等について協議を進めてきたが、議員間での認識を共有するため、タブレット操作体験会を開催する」との報告があり、同体験会を2回に分けて実施することを確認し、第1回を同年7月6日及び7日に、第2回を同年7月27日及び28日に実施した。
- ・同年12月15日の議運において、議長から、「WGにおいては、体験会等を踏まえ、導入するタブレット端末の機種と2種類のアプリケーションを導入することについて意見がまとまった」との報告があり、WGの報告を踏まえ、4年度のタブレット端末等の導入に向けて具体的な業務を進めることを確認した。
- ・4年9月9日の議運において、議長から、「WGにおいては、タブレット端末機等に関する使用基準（案）がまとまった。また、今後、試験運用開始前に操作研修会を開催する予定である」との報告があり、同年9月15日の議運において、同使用基準を決定した。なお、操作研修会については、同年10月

6日に実施した。

iii. タブレット端末の活用及びペーパレス化の推進（※一部実施済）

- ・令和4年11月2日の議運において、副議長から、「WGにおいては、タブレット端末に搭載されているグループウェア（LINE WORKS）について、同年11月21日から試験運用を開始するとともに、ペーパレス化に向けて対象となる資料等を引き続き検討し、順次実施することで意見がまとまった」との報告があり、同年11月21日から試験運用を開始することを確認した。
- ・5年1月13日の議運において、議長から、「WGにおいては、同年2月1日からLINE WORKSの本格運用を開始すること、また、本格運用開始前に希望者を対象としたタブレット端末操作フォロー研修を開催することで意見がまとまった」との報告があり、同年2月1日から本格運用を開始することを確認した。なお、同フォロー研修については、同年1月26日に実施した。
- ・同年4月28日の議運において、議長から、「WGにおいては、会議用システム（more NOTE）について、同年5月中に操作研修会を行った上で、同年6月1日から試験運用を開始すること、また、同年6月1日以降、LINE WORKSで取り扱う文書等を拡充することで意見がまとまった」との報告があり、同年5月17日の議運において、同年6月1日以降のmore NOTEの試験運用及びLINE WORKSの拡充を確認し、実施した。

ウ. 議会運営

i. 反問の範囲の見直し（※実施済）

- ・令和2年9月25日の議運において、議長から、「WGにおいては、現行の趣旨確認に加え、実質的な反対質問として議員又は委員の考え方や根拠を問う反論まで認めることで意見がまとまった」との報告があり、申合せの改正案について提起がなされた。
- ・同年10月26日の議運において、議長提起のとおり見直すことを決定し、当局にも周知を図った上で同年第4回定例会から適用した。

ii. 会期日程の早期公開（※実施済）

- ・令和2年11月26日の議運において、議長から、「WGにおいては、現在、招集日の概ね6日前に決定している正式な会期日程とは別に、告示日・招集日が議会運営委員会で確認される概ね1か月前に会期日程案（見込み）を公開することで意見がまとまった」との報告があり、見直し案について提起がなされた。
- ・3年1月14日の議運において、議長提起のとおり見直すことを決定し、同年第1回定例会から実施した。

iii. 委員会記録のホームページ公開（※実施済）

- ・令和3年8月26日の議運において、議長から、「WGにおいては、委員会記録をホームページで公開することで意見がまとまった」との報告があり、実施要領（案）について提起がなされた。
- ・同年9月24日の議運において、議長提起のとおり、4年度以降に開催する委員会から公開することを決定した。

iv. 代表質疑の一問一答方式導入（※試行実施中）

- ・令和4年4月28日の議運において、議長から、「WGにおいては、令和4年第3回定例会から代表質疑の一問一答方式を試行する申合せ（案）がまとまった」との報告があり、同年第3回定例会から試行することを確認した。
- ・同年5月13日の議運において、申合せを決定し、当局にも周知を図った上で試行を開始した。

なお、WGにおいては、今後、本格実施の時期や関係規定の改正等について、協議を進めることとしている。

v. 虚礼廃止に関する申合せの見直し（※実施済）

- ・令和4年6月22日の議運において、議長から、「WGにおいては、現在の申合せを廃止し、公職選挙法を一層遵守し虚礼廃止を推進するとともに、祝電及び弔電等の取扱いについて本市議会独自のルール（親族に係るもの除き選挙区内への発送を引き続き禁止すること）を盛り込んだ新たな申合せを制定することで意見がまとまった」との報告があり、同年8月3日の議運において、新たな申合せを決定した。

〈参考〉 その他の取組

- i. オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例等の一部改正等（※実施済）
- ・令和4年2月21日の議運において、議長から「新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、また、台風の常襲地帯や桜島を抱えるといった地理的特性などを踏まえ、委員が参集できない事態を想定して、全国市議会議長会から示された改正案を参考に委員会条例等を改正したいと考えている」との発言があり、委員会条例及び会議規則の改正案について提起がなされた。
 - ・同年2月25日の議運において、議長提起のとおり改正することを確認し、委員会条例等一部改正の新旧対照表及びオンライン委員会の運営に関する申合せ（案）について提起がなされた。
 - ・同年3月3日の議運において、委員会条例等については、新旧対照表のとおり改正することを確認し、申合せ（案）については、委員会条例等の一部改正の施行に合わせて施行することを決定した。
 - ・同年3月18日の議運において、委員会条例等の一部改正議案の取扱いについて協議し、議運所属議員全員の発議により、3月22日の本会議で提出者説明及び委員会付託を省略の上、簡易表決とすることを確認した。
 - ・同年3月22日の本会議において、委員会条例等の一部改正議案を原案どおり可決した。（同年4月1日施行）